

離婚届の記載上の注意

日本人同士の離婚は、日本式の協議離婚（夫妻のほかに証人2名が必要）または米国内外の裁判所で成立させることが可能です。当事者の一方が外国人の場合は、日本式の協議離婚届は受理できませんので、裁判所の最終離婚判決謄本（divorce decree）をもって届出をしなければいけません。

（1）氏名の欄：

戸籍に記載されているとおりにお書きください。外国籍者の名の欄はファースト、ミドルの順でスペースを入れずワンワードでお書きください。生年月日は日本人は和暦で、外国籍者は西暦でお書きください。

（2）離婚の種別：

協議離婚または判決にチェックを入れてください。裁判所からの divorce decree がある場合は判決にチェックし、離婚が確定した日を書いてください。

（3）婚姻前の氏にもどる者の本籍：

日本人同士の場合のみ、離婚前の氏にもどる者の本籍、筆頭者の氏名を記入してください。外国人との離婚の場合、この欄には記入しないでください。（もとの戸籍にもどることはできません。）

（4）未成年の子の氏名：

子の氏名を戸籍に記載されているとおりにお書きください。子が未成年でない場合は、その子の氏名は書かないでください。

（5）その他欄：

離婚が成立した年月日、最終判決が確定した裁判所を入れ、見本にあるように一文をいれてください。

（6）届出人署名欄：

日本式協議離婚の場合、夫、妻の署名が必要です。裁判所を通した離婚の場合は、届出人のみの署名が必要です。字をくずさずに、戸籍に記載されている氏名を日本語でお書きください。印（または右手親指押印）は任意です。押す場合は色は朱または赤となります。